

奈良市議会政務活動費の交付に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(収支報告書等の提出)</p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた議員（会派として交付を受けた場合は、会派の経理責任者）は、議長が別に定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに当該収支報告書に係る領収書等の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを議長に提出しなければならない。</p> <p>2 収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。</p> <p>3～4 略</p> <p>(収支報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、前項の収支報告書等の閲覧の請求があったときは、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第7条各号に掲げる情報が記録されている部分を除き、_____その閲覧に供するものとする。</p>	<p>(収支報告書等の提出)</p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた議員（会派として交付を受けた場合は、会派の経理責任者）は、議長が別に定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに当該収支報告書に係る領収書等の証拠書類（以下「領収書等」という。）_____を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 収支報告書及び領収書等_____（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。</p> <p>3～4 略</p> <p>(収支報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、_____, 奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第7条各号に掲げる情報が記録されている部分を除き、収支報告書等の写しをその閲覧に供するものとする。</p>